

観光案内サイン整備ガイドラインの 改訂について

平成28年5月23日

県土マネジメント部 道路環境課

○ 観光案内サイン 整備ガイドラインについて

歩行者系案内サイン

公園案内板(図解)



矢羽根型看板



石標(トイレ案内)



園地案内



歴史の道 案内板



羽根型看板

問題点

- ①統一性がなく「わかりにくい」
- ②案内が広範囲である
- ③ローマ字表記がない
- ④トイレ等のピクト表記がない

1. 背景

平成21年7月 「観光案内サイン 整備ガイドライン」の策定

- 対象: **歩行者系の観光案内サイン、車両系の観光案内サイン**
- 歩行者系の観光案内サイン: 奈良公園周辺をモデル地区として、奈良県全体に適用できるものとして、歩行者系標識の検討の進め方や整備に関する基本的なルールが中心
- 車両系の観光案内サイン: 標識令に基づく道路標識としてではなく、奈良らしいデザインを考慮したウェルカムサインや観光施設の案内を前提。奈良の観光地、歴史・文化のアピールに力点を置いた案内誘導

平成22年12月 「奈良県自転車利用促進計画」の策定

- 対象: **自転車系の観光案内サイン**

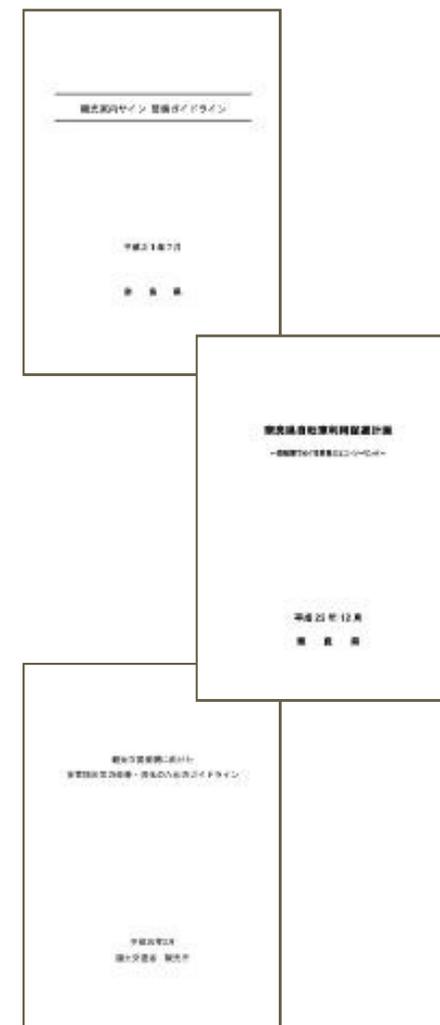
「観光案内サイン 整備ガイドライン」に基づき、
観光案内サインを整備

平成26年3月 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」の策定

- 多言語対応の改善・強化のためのガイドラインが策定(観光庁)され、外国人旅行者の多言語サインによる観光整備の必要性が指摘

平成28年4月 「観光案内サイン 整備ガイドライン(改訂版)」の策定

- 県内各地域の観光案内サイン整備に関する現状、整備時の問題点・課題、外国人旅行者への対応も踏まえ、「観光案内サイン 整備ガイドライン」を改訂



2. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂の方向性

○奈良を初めて訪れる人でも迷うことなく目的地に到達でき、周遊観光も促進できるように、ガイドラインを改訂

観光案内サインの整備に関する問題点

※ガイドラインP2

問題点①

○県管理道路及び公園内の道路等、空間に余裕がある箇所については整備が進んでいるものの、設置スペースの問題、関係者間の合意形成、コスト等の制約条件が多い箇所では、整備が進んでいないため、観光案内サインの連続性が確保されず、効率的かつ効果的な案内誘導となっていない

→ **改訂方針①: 観光案内サインの形状の追加**
※狭小な箇所においても設置可能な観光案内サインの形状を追加

問題点②

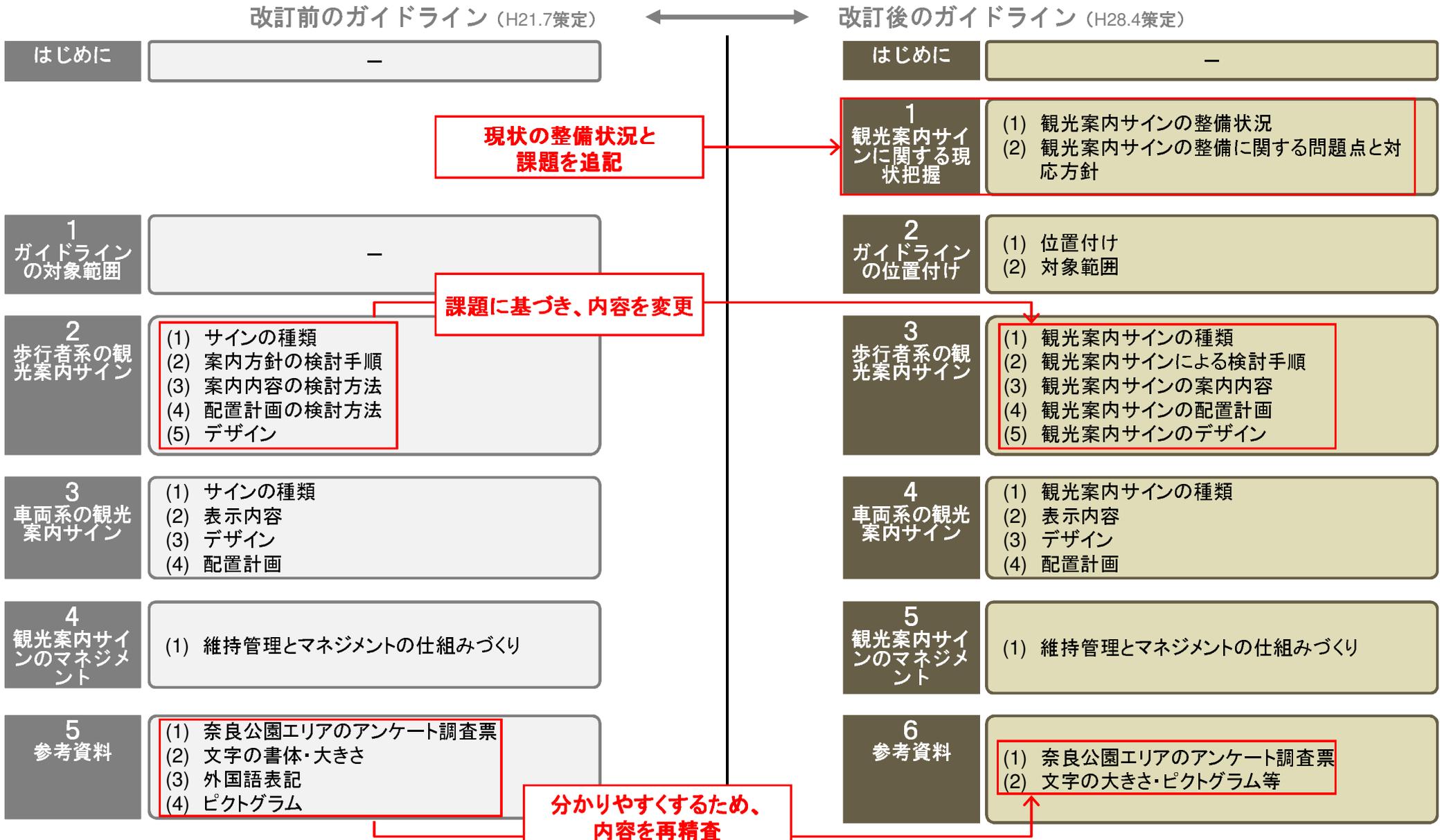
○観光案内サインの設置の考え方や、交差点部における具体の配置場所に関する設置方針がなく、設置者それぞれが設置しやすい箇所に整備を進めているため、サインの統一性がなく、利用者にとって分かりにくい

→ **改訂方針②: 観光案内サインの設置方針の明確化**

3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

■ガイドラインの目次

○現ガイドラインに対する改訂後の目次は以下に示す



3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

○主な改訂内容は以下に示す6点

主な改訂内容		具体内容	ガイドライン 対応頁
1 観光案内サイン に関する現状把握	①観光案内サインの整備における基本方針	○これまでの観光案内サインに関する問題を明確化し、対応方針を明確化	P2
	②観光案内サインの種類	○図解標識や指示標識の種類を増やすとともに、補足標識を追加	P4・5
3 歩行者系の観光案内サイン	③古道等サインに表示する情報	○古道等サインを増やし、案内ルートが明確な場合には、距離とポスト番号等を表示	P21
	④観光案内サインの配置に関する方針	○案内サイン配置スペースが確保困難な箇所への対応として、配置方針を改訂	P30・31・32
	⑤観光案内サインの設置位置に関する方針	○中拠点サインを歩道と車道の間 ○交差点の4角に設置を記載	P33
	⑥観光案内サインの表示内容	○文字サイズの大きさ、縮尺等を規定 ○トイレの位置を示す指示標識を追加 ○裏面利用を記載 ○設置者名や所在地を記載	P15・16・ 23・38・39・ 59

3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

① 観光案内サインの整備における基本方針

【改訂内容】

○これまでの観光案内サインに関する問題点を整理し、対応方針を明確化。

ガイドラインP2

(2) 観光案内サインの整備に関する問題点と対応方針

観光案内サインの整備について、関係機関から収集した問題点を踏まえ、以下の2つの対応方針の下、ガイドラインを改定する。

【問題点】

- 県管理道路及び公園内の道路等、空間に余裕がある箇所については整備が進んでいるものの、設置スペースの問題、関係者間の合意形成、コスト等の制約条件が多い箇所では、整備の進捗が遅れている。そのため、観光案内サインの連続性が確保されておらず、効果的かつ効果的な案内誘導となっていない。

○観光案内サインの設置に向けて、案内サインの形状における工夫が求められる。

→ 対応方針①：観光案内サインの形状の追加

※狭小な箇所においても設置可能な観光案内サインの形状を追加

【問題点】

- 観光案内サインの設置の考え方や、交差点部における具体的な配置場所に関する設置方針がなく、設置者それぞれが設置しやすい箇所に整備を進めている。そのため、設置者間での統一性がなく、利用者にとって分かりにくい箇所に設置されている。

○利用者にとって分かりやすい観光案内サインとなるよう、統一性のある観光案内サインの設置に向けて、設置方針の明確化が求められる。

→ 対応方針②：観光案内サインの設置方針の明確化

3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

②観光案内サインの種類

【改訂内容】

- 図解標識や指示標識の種類を増やすとともに、補足標識を追加
- 観光案内サインの充実化とコンパクトなタイプの観光案内サインを整備

ガイドラインP4

3. 歩行者系の観光案内サイン

(1) 観光案内サインの種類

○本ガイドラインで取り扱うサインの種類は、図解標識、指示標識、周遊促進標識及び補足標識の4種（形状は8種類）とする。

歩行者系の観光案内サインを整備するにあたっては、仕様の混在、重複した案内、情報過多等を避けることを重視し、使用する標識の種類を以下のように定め、統一的な整備を進めることとする。

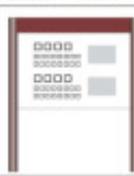
本ガイドラインで取り扱う図解標識、指示標識、周遊促進標識及び補足標識の機能概要を以下に示す。

表1 歩行者系サインの種類と機能概要 (1/2)

種類	機能概要	形状	姿イメージ(例)	適用
図解標識	地図をメインに表示し、現在地、周辺観光施設等の位置関係を面的に把握させる。	支柱		地図はデフォルメされたものではなく、距離や歩道が正確に表示されたものとする。 ※原則は「地図を用いた道跡案内標識ガイドブック」(2003年11月、国土省道路局監修)の附録1の基本仕様(案)に準拠
		短冊(地図版)		

ガイドラインP5

表1 歩行者系サインの種類と機能概要 (2/2)

種類	機能概要	形状	姿イメージ(例)	適用
指示標識	目的とする観光施設等への方向および距離等を表示し誘導させる。	矢羽根		見通しが悪く、先へ進むことをためらうような区間で、図解標識が設置困難な場合等は経路の先に何があるかを表示した「経由地案内標」の設置も可能とする。 
		短冊(地図版)		
		フラットサイン		起終点を結ぶ単ルートで構成される古道等(山の辺の道、近畿自然歩道、東海自然歩道等)に設置される観光案内サイン。
周遊促進標識	主要観光施設周辺において、次への周遊を促進するために、特徴・魅力等を写真等とともに提供する。	支柱		指示標識と併設し、案内施設を整合させる。
補足標識	起終点までの距離等を表示し、誘導させる。	古道等サイン		古道等において、指示標識の補足として設置する。

3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

【観光案内サインの案内内容】

③ 古道等サインに表示する情報

【改訂内容】

○ 古道等サインを増やし、距離(□m)とポスト番号(○/◎)等を表示

【改訂のポイント】

○ 案内する経路において起終点が明確な場合、観光客に安心して移動できるよう、終点までの距離が分かるよう工夫

ガイドラインP21

e) フットサイン

- 表示する施設の数、情報過多を避けるため、目安として4施設程度までとする。多方向に指示する場合は、一方向につき2施設程度までを目安とする。
- 目的施設の名称、方向及び距離(m、またはkm)を表示する。
- 基本的に外国語(英語)も併記してもよい。

現状の観光案内サインの問題として、空間制約により設置が困難な箇所が存在し、案内誘導の連続性が確保できず、誘導効果が十分に発現されていないケースが発生している。そのため、観光客への周遊促進を図ることを目的として、やむを得ない場合にかぎり、空間制約を受けずに設置しやすいフットサインによる案内も行うことができるものとする。

フットサインのサイズは、30cm×30cm、40cm×40cm、45cm×45cm等、地域の特性を踏まえて決定する。

なお、「表示すべき施設の選定」及び「表示順序」については、指示標識に準拠する。

d) 古道等サイン

- 表示する施設の数、情報過多を避けるため、目安として2施設程度までとする。多方向に指示する場合は、一方向につき1施設程度までを目安とする。
- 目的施設の名称、方向及び距離(m、またはkm)を表示する。
- 外国語(英語、中国語(簡体字)及び韓国語等)を併記してもよい。

起終点を結ぶ単一ルートで構成される古道等(山の辺の道、近畿自然歩道、東海自然歩道等)では、制約を受けずに設置しやすい観光案内サインによる案内を行うこととする。また、案内ルートの起終点が明確になっている場合は、起終点及び現在の位置が明確になるようその距離やポスト番号等を表示することも検討する。

【参考：表示例】

終点までの距離:「終点まであと○○km」、ポスト番号:「6/11」等

※分母はポスト総数、分子は起点からのポスト数を表示

※ポスト番号等の設置間隔は、地域の実情に合わせて設定する。その際、設置間隔が近接する場合は、ポスト番号等を省略することも可能とする。

「表示すべき施設の選定」及び「表示順序」については、指示標識に準拠する。

3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

【観光案内サインの配置計画】

④ 観光案内サインの配置に関する方針

【改訂内容】

○案内サイン配置スペースが確保困難な箇所への対応として、配置方針を改訂

【改訂のポイント】

○観光案内サインの充実化を図り、観光客が安心して移動できる環境を整備

○新たに、**コンパクトなタイプの観光案内サインを設置**

ガイドラインP30

■大拠点

- ・矢羽根は、主経路上に基本的に図解標識に併設するが、図解標識と一体的な構造が不適切な箇所（実際の方向を正確に指示できない場合等）ではこれらを分離する等、現地の状況に応じて柔軟に対応する。
- ・周遊促進標識は、周遊の核となる主要施設に配置する。また、主要施設を訪問し終えた観光客が、次の行動に移る際に目にすることができるよう、施設の出入口付近に配置することを基本とする。

■中拠点・小拠点

迷いやすい区間における指示標識の追加設置位置は、以下のような地点を基本とし、現地の状況に応じて適切に選定する。

- ・分岐のない長い区間の中間部
- ・見通しの悪い屈曲部
- ・見通しの悪い坂、階段等の上下部

○経由地案内標の考え方

以下のような条件の場合は、経路の先に何があるかを表示した「経由地案内標」の設置も検討する。

- ・見通しが悪く、先へ進むことをためらうような区間において、位置関係を示すための図解標識の設置が困難、または経由地案内標を設置する方が合理的な場合
- ・現地の状況から、指示標識をきめ細かく設置することが困難な場合 …等

ガイドラインP30

3) 観光案内サインの標識別配置方針

標識別の観光案内サインの配置方針は、以下に示すとおりである。

【大拠点】

- 鉄道駅や主要な駐車場等、観光行動の起点にも配置する。
- 周遊促進経路上では、歩行者の「たまり」空間、視認性の良い箇所等、歩行上の主要な地点に配置する。

【中拠点】

- 主経路上のまぎらわしい分岐点・交差点等に応じて配置する。
- 周遊促進経路上では、基本的に分岐点・交差点に配置する。
- 迷いやすい区間では、経路に沿って指示標識をきめ細かく設置することで対応するが、必要に応じて経由地案内標の追加による補足的な案内も検討する。

【小拠点】

- 主経路上のまぎらわしい分岐点・交差点等では、必要に応じて指示標識による案内を行う。
- 周遊促進経路上では、基本的に分岐点・交差点に配置する。
- 迷いやすい区間では、経路に沿って指示標識をきめ細かく設置することで対応するが、必要に応じて経由地案内標の追加による補足的な案内も検討する。

ガイドラインP31

○固有番号標の考え方

以下のような条件が整った場合には、各地点固有の記号・番号を表示し、現在位置等を識別させる固有番号標の導入の可能性も検討する。

- ・閉鎖的なエリア内、または経路内において、統一した設置が可能な場合
- ・手持ち地図やガイドブックにも同様の番号を記載することが可能な場合
- ・番号等による位置確認方法が広く一般観光客に周知されている場合

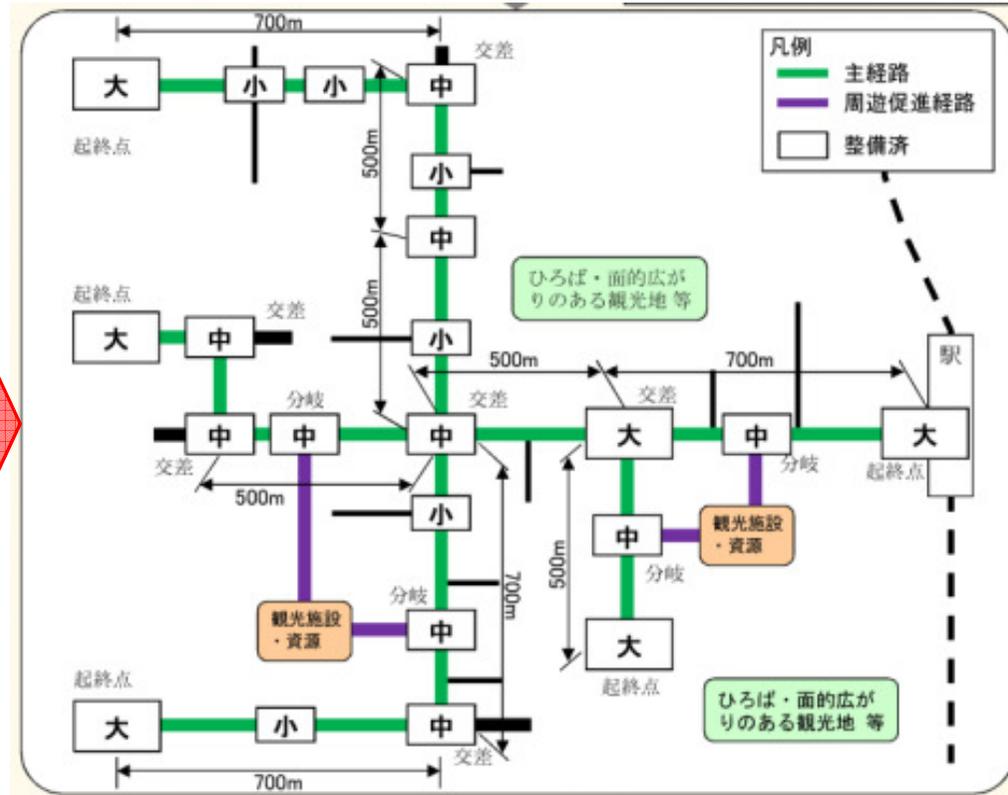
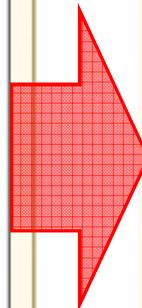
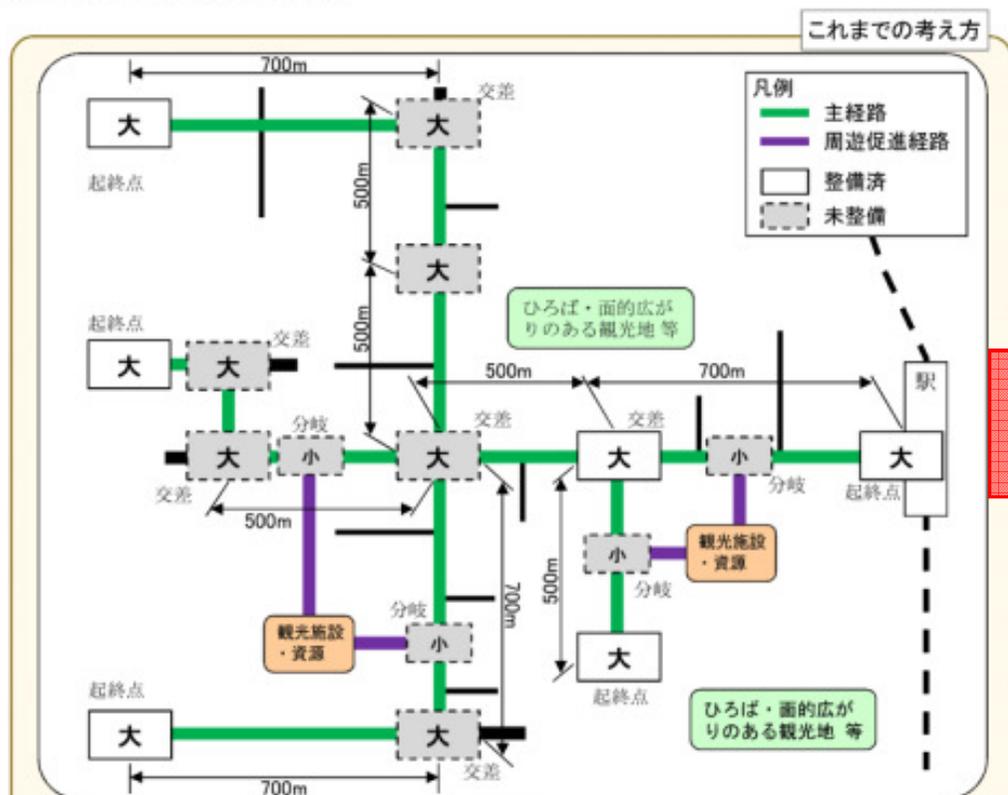
3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

④ 観光案内サインの配置に関する方針

【改訂内容】

○案内サイン配置スペースが確保困難な箇所への対応として、コンパクトなタイプの案内サインが設置できるよう配置方針を改訂

【観光案内サインの配置方針】



3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

【観光案内サインの配置計画】

⑤ 観光案内サインの設置位置に関する方針

【改訂内容】

- 中拠点サインを歩道と車道の上に設置
- 交差点の4角にサインを設置

【改訂のポイント】

- 信号のある交差点では、交差点待ち時間に見てもらえるよう、観光案内サインの充実化を図る

ガイドラインP33

4) 観光案内サインの設置位置に関する方針

観光案内サインの設置対象位置に関する基本的な考え方は、以下に示すとおりである。

設置対象位置	設置の考え方(案)	備考
2車線以上の交差点 【対象例】 2車線同士の交差点 2車線と2車線以上の交差点		<ul style="list-style-type: none"> ・各角に合計4箇所設置 ・通りに面し、縦断方向に設置 ・歩道上の車道寄りに設置
1車線の交差点 【対象例】 1車線同士の交差点 1車線と2車線の交差点		<ul style="list-style-type: none"> ・動線の方向から視認しやすい角 ・主経路の角に設置(経路に対して、平行に設置することを基本とする) ・可能であれば、対角上に1箇所、合計2箇所設置する ・歩道上の車道寄りに設置
古道・散策道・公園等への案内誘導		<ul style="list-style-type: none"> ・古道・散策道・公園等の主経路の交差点、分岐部 ・観光施設が広範囲となる場合は、その周縁部や施設までの主経路上に観光案内サインを設置

3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

⑥ 観光案内サインの表示内容

【改訂内容】

- 文字サイズの大きさ、縮尺等を規定
- トイレの位置を示す指示標識を追加
- サインの裏面を活用
- 設置者名や所在地を記載

ガイドラインP15

2) 図解標識に表示する情報

- 図解標識は、原則として「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(2003年11月、国交省道路局監修)の附録1の基本仕様(案)に準拠する。
- 図解標識の凡例部分には、基本的に外国語(英語、中国語(簡体字)および韓国語)を併記する。

a) 支柱

■構成

図解標識は、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(2003年11月、国交省道路局監修)に示された基本原則を踏まえたものとし、「主地図」、「広域図」及び「凡例」を基本的な構成要素とする。

■縮尺・向き

主地図は、1/1,500の縮尺で、1m×1mのサイズを基本とし、1.5km四方を表示する。対象範囲が広い場合は1/2,500等、縮尺を変えても良いものとする。ただし、1つの案内対象エリア内の主地図の縮尺は統一すること。また、使用単位は「km」、「m」とする。

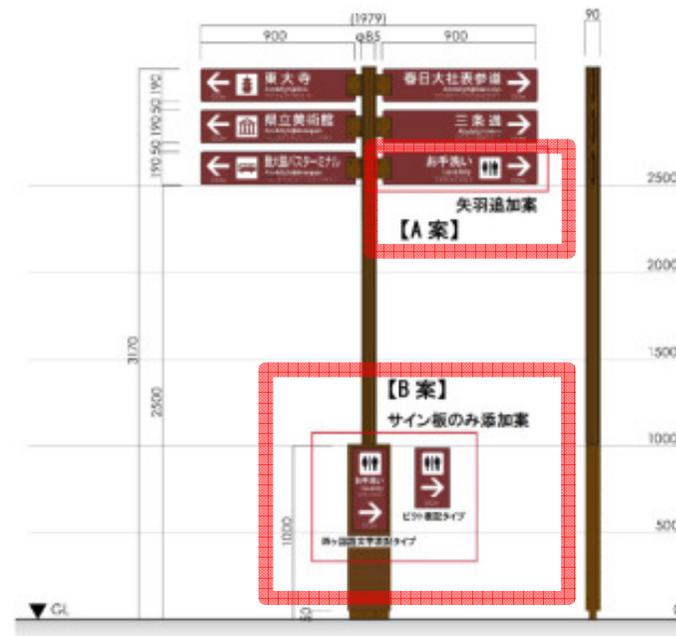
広域図は、当該観光エリア全体の範囲を表示する。

地図の向きは、主地図・広域図ともに、立っている位置から移動方向を伝えやすい現場合わせ式とする。

ガイドラインP23

【参考：お手洗いの観光案内サインのデザイン(案)】

主に観光客に対して、お手洗いの位置及び距離を示す観光案内サインの設置について検討する。



【事例】

ならクル自転車サイン電柱
追加タイプ



ならまち照明灯追加タイプ



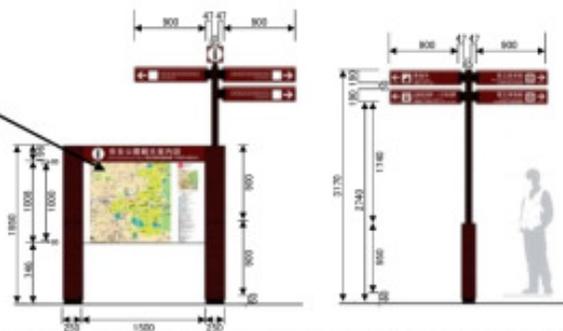
3. 観光案内サイン整備ガイドラインの改訂内容

ガイドラインP39

【デザイン案】

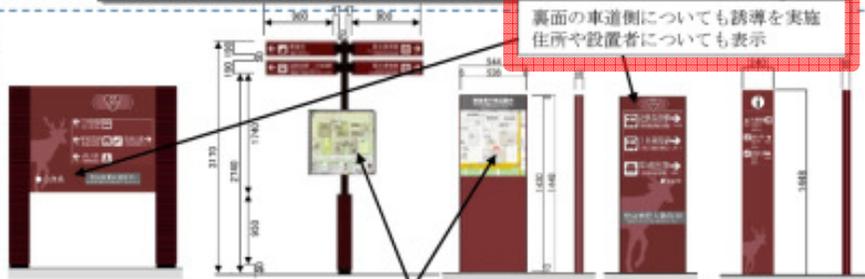
サインのイメージ図

地図対象範囲：1.5 km四方
 地図サイズ：1,000mm×1,000mm
 設置：主要動線の起終点



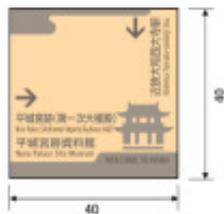
新規で補足・充実するサインのデザインイメージ図

裏面の車道側についても誘導を実施
 住所や設置者についても表示



地図対象範囲：250m～1 km四方程度
 (設置場所・案内対象施設の立地状況によって考慮)
 地図サイズ：550mm～600mmを想定
 設置：主要動線上の交差点・分岐点 ※図解標識と同様の地図を使用

フットサインの現時点でのデザインイメージ図



古道等サインのデザインイメージ図



地域に合ったデザインの検討

ガイドラインP59

(2) 文字の大きさ・ピクトグラム等

整面に表示する文字の大きさについて、下記のとおりとする。

○図解標識に表示する文字は、視距離1mにおける、和文9mm以上、英文7mm以上（「ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内用図記号ガイドブック/監修:国土交通省政策局交通消費者行政課・編集:交通エコロジー・モビリティ財団」）を基本とし、表示内容等により決定。

○指示標識、周遊促進標識については、文字情報内容により調整を行い、できるだけ大きいスケールで表示。

○歩行者系の観光案内サインはユニバーサルデザインの観点から、図解標識の凡例、指示標識、説明標識は4ヶ国語表記とし、地図内の表示は繁雑さを避けるため2ヶ国語表記を基本とする。

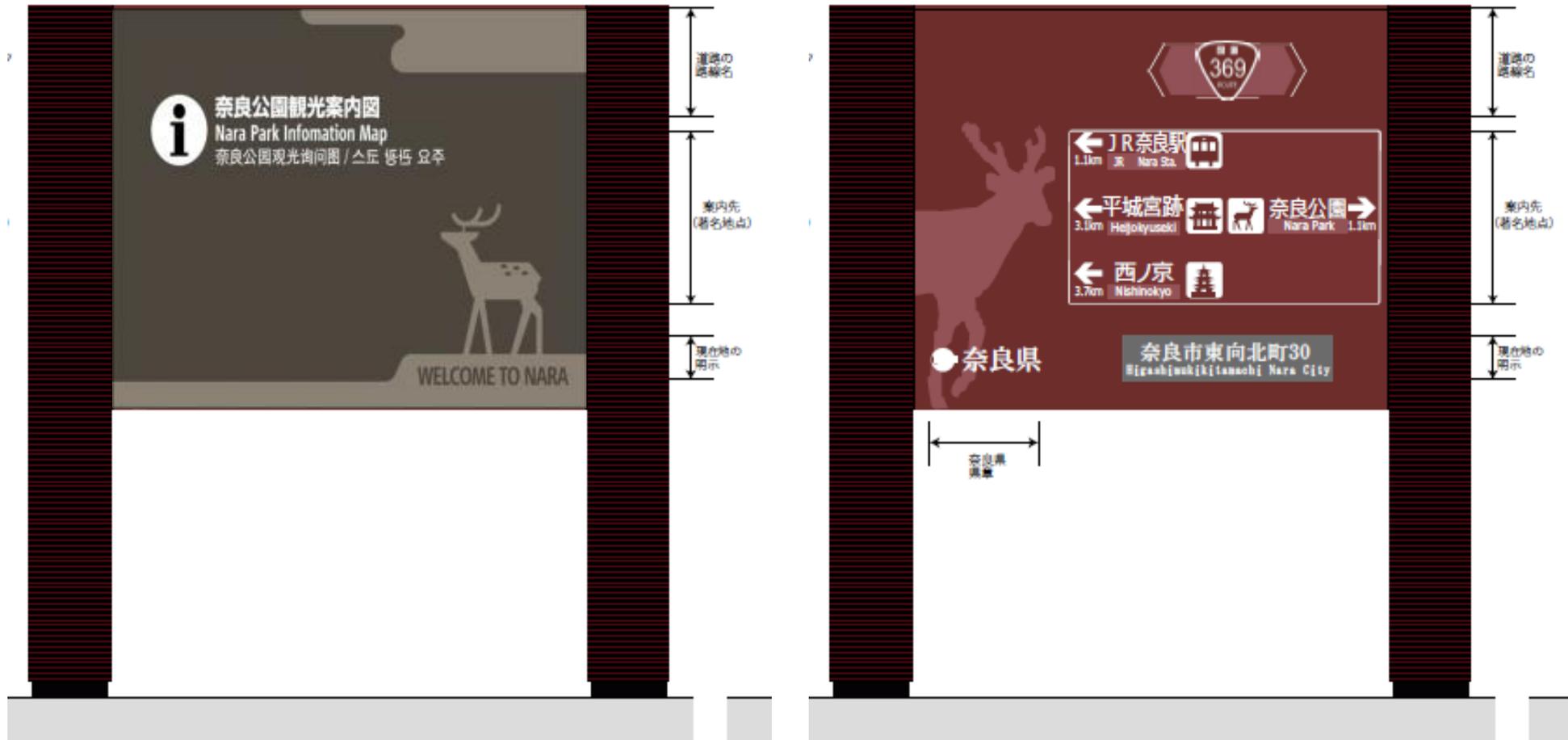
○施設名称等の表記において、表示の繁雑さを回避し簡潔な表現を行う。

○表示方法は、地域内で決めて統一した使用をする。施設名称は、その名称から何の施設かわからない場合は、普通名詞を併記する。

■歩行者系の観光案内サイン

区分	フォント	文字高さ	
指示標識	和文：新ゴシックM	60mm	
	英文：Vialog Regular	20mm	
図解標識	地図内	和文：新ゴシックM	9～18mm
		英文：Helvetica Narrow	7～14mm
	凡例	和文：新ゴシックM	10.5mm
		英文：Helvetica	8mm
	裏面 標題	和文：新ゴシックM	55mm
		英文：Vialog Medium	39mm
周遊促進標識	和文：新ゴシックM	9～15mm	
	英文：Vialog Medium	6～8mm	

裏面利用の事例



4. 整備事例(県庁周辺モデル事業)①

A: 統一化した施設案内サインを設置



【改善のポイント】

- ・デザインを統一した案内サインの整備
- ・設置者がわかるよう奈良県と奈良県章表示

改善前の状況



B: 歩道と車道の間コンパクトなサイン(中拠点サイン)を設置



歩道側



車道側

【改善のポイント】

- ・コンパクトなサインを車道と歩道の間設置
- ・裏面の車道側についても案内を表示

4. 整備事例(県庁周辺モデル事業)②

C: 最小文字サイズの拡大



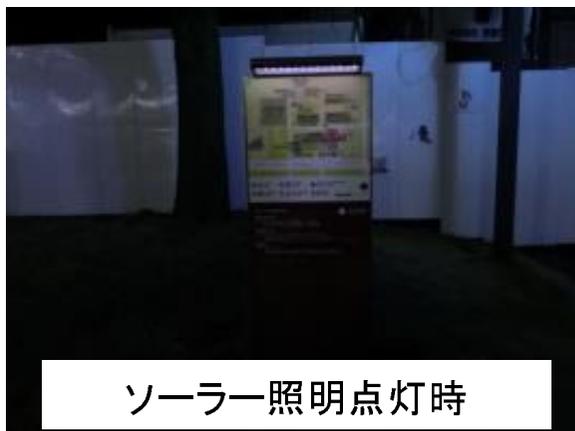
【改善のポイント】

- ・最小文字サイズを拡大

改善前の状況



D: サイン照明を設置



【改善のポイント】

- ・夜間でもサインを視認できるよう
ソーラー照明を設置

4. 整備事例(県庁周辺モデル事業)③

E: 既存サインの有効活用 (矢羽根の利用、裏面利用)

① 矢羽根の利用



【改善のポイント】

- ・矢羽根サインは高いところにあり見にくいいため、歩行者目線の位置に図解サインを設置

改善前の状況



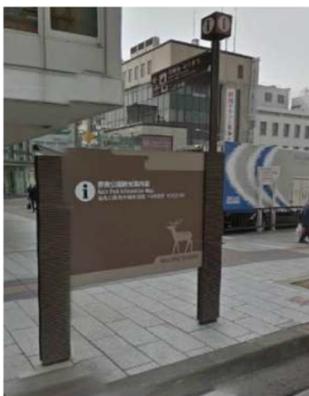
② 裏面の利用



【改善のポイント】

- ・既設の大拠点サインの裏面を活用し、車両を対象とした案内を表示

改善前の状況



5. 観光案内サイン整備ガイドラインに基づく整備について

初めて奈良を訪れる国内外の来訪者が、迷うことなく目的地に到達でき、周遊観光も促進できるように「**観光案内サイン整備ガイドライン**」に基づき、**県内で統一した観光案内サインの整備を展開していく**

○改訂された案内サインを確認されている観光客の方々



国道369号東側に設置された案内サイン

